

文京区議会個人情報の保護に関する条例（令和五年三月文京区条例第十二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区議会個人情報の保護に関する条例 令和五年三月文京区条例第十二号 <u>令和七年三月文京区条例第 号</u> 目次 第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 個人情報等の取扱い（第四条—第十六条） 第三章 個人情報事務登録簿及び個人情報ファイル（第十七条・第十八条） 第四章 開示、訂正及び利用停止 第一節 開示（第十九条—第三十二条） 第二節 訂正（第三十三条—第四十条） 第三節 利用停止（第四十一条—第四十七条） 第四節 審査請求（第四十八条—第五十条） 第五章 雑則（第五十一条—第五十六条） 第六章 罰則（第五十七条—第六十一条） 付則	○文京区議会個人情報の保護に関する条例 令和五年三月文京区条例第十二号 目次 第一章 総則（第一条—第三条） 第二章 個人情報等の取扱い（第四条—第十六条） 第三章 個人情報事務登録簿及び個人情報ファイル（第十七条・第十八条） 第四章 開示、訂正及び利用停止 第一節 開示（第十九条—第三十二条） 第二節 訂正（第三十三条—第四十条） 第三節 利用停止（第四十一条—第四十七条） 第四節 審査請求（第四十八条—第五十条） 第五章 雑則（第五十一条—第五十六条） 第六章 罰則（第五十七条—第六十一条） 付則

第一条から第五十六条まで （略）

第六章 罰則

第五十七条 職員若しくは職員であった者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条及び第六十一条 （略）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

第一条から第五十六条まで （略）

第六章 罰則

第五十七条 職員若しくは職員であった者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条及び第六十一条 （略）

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

